

三重県電子調達システム（物件等）運用基準

令和3年7月

三 重 県

【改訂履歴】

平成21年 8月31日 初版
平成21年12月24日 第2版
平成25年 4月 1日 第3版
平成27年 3月 1日 第4版
平成28年 4月 1日 第5版
平成29年 4月 1日 第6版
平成30年 4月 1日 第7版
平成31年 4月 1日 第8版
令和 2年 3月24日 第9版

(3) 運用方法についての対象金額要件及び別表1中、公募型電子競争見積の対象金額については令和2年4月1日から適用

令和 3年 4月 1日 第10版
令和 3年 7月 1日 第11版

【 目 次 】

| | | |
|-------|--------------------------------|----|
| 1 | 目的について | 3 |
| 2 | 用語の意義 | 3 |
| 3 | 運用方法について | 4 |
| 4 | 基準の変更について | 4 |
| 5 | 利用者の資格要件について | 4 |
| 5-1 | 事業者登録番号及び事業者登録用ユーザID・パスワードについて | 4 |
| 5-2 | 利用者登録 | 4 |
| 5-3 | 事業者登録用ユーザID・パスワード等の管理 | 4 |
| 5-4 | 事業者登録用ユーザID・パスワード等の再発行 | 4 |
| 6 | 電子調達について | 5 |
| 6-1 | 電子調達システムについて | 5 |
| 6-2 | 電子入札システムについて | 5 |
| 6-3 | 電子調達実施の考え方について | 5 |
| 6-4 | PPIの運用について | 5 |
| 7 | 電子調達システム利用にあたって | 5 |
| 7-1 | 利用者登録について | 5 |
| 7-2 | 電子証明書について | 5 |
| 7-3 | 登録事項の変更におけるICカード利用の特例について | 6 |
| 7-4 | 見積合せ用ユーザID・パスワードについて | 6 |
| 7-5 | 登録事項変更について | 6 |
| 7-5-1 | 本社登録の場合（ICカード利用） | 7 |
| 7-5-2 | 支店（営業所）等登録の場合（ICカード利用） | 7 |
| 7-6 | 委任について | 7 |
| 7-7 | 利用登録の削除について | 7 |
| 8 | システム障害等について | 7 |
| 8-1 | 県のシステム障害について | 7 |
| 8-2 | 県のシステム以外の障害について | 7 |
| 9 | 紙入札等について | 8 |
| 9-1 | 紙入札等の考え方について | 8 |
| 9-2 | 紙入札等による参加の特例について | 8 |
| 9-3 | 紙入札書等の提出について | 8 |
| 10 | 案件公開について | 8 |
| 10-1 | 参加申請書提出締切日時の設定について | 8 |
| 10-2 | 同等品申請、質疑受付期間等について | 8 |
| 10-3 | 入札書等提出締切日時について | 8 |
| 11 | 関係書類の提出について | 8 |
| 11-1 | 関係書類の作成方法について | 9 |
| 11-2 | 関係書類の提出方法について | 9 |
| 11-3 | ウィルス対策について | 9 |
| 12 | 入札等参加者の責任範囲 | 9 |
| 12-1 | 契約の申込の誘引、申込及び承諾について | 10 |
| 12-2 | 入札等金額 | 10 |
| 13 | 開札（開封）について | 10 |

| | | |
|-------|---------------------|-------|
| 13-1 | 開札(開封)時の立ち会いについて | 10 |
| 13-2 | くじの実施について | 10 |
| 13-3 | 開札(開封)処理が長引いた場合について | 10 |
| 13-4 | 開札(開封)の延期について | 11 |
| 13-5 | 入札書等未提出の取扱について | 11 |
| 13-6 | 開札(開封)の中止について | 11 |
| 13-7 | 入札書等提出後の辞退について | 11 |
| 13-8 | 落札候補者について | 11 |
| 13-9 | 落札者の決定について | 11 |
| 13-10 | 契約の締結について | 11 |
| 14 | その他 | 11 |
| 14-1 | ICカードの不正利用 | 11 |
| 14-2 | 損害賠償 | 12 |
| 14-3 | 準拠法 | 12 |
| 14-4 | 専属的合意管轄裁判所 | 12 |
| 14-5 | その他 | 12 |
| 様式1~6 | | 別紙様式集 |

1 目的について

三重県電子調達システム（物件等）運用基準（以下「本基準」といいます。）は、物件関係契約にかかる調達事務を行う際に、三重県電子調達システム（以下「本システム」といいます。）を利用しようとする者に対し、三重県が必要な事項を定めたものです。

2 用語の意義

本基準においての用語の意義を次のとおり定めます。

- (1) 三重県 本システムを管理している所属をいいます。
- (2) 利用者 三重県電子調達システム（物件等）利用登録申込書提出要領（以下、「提出要領」といいます。）に基づき三重県電子調達システム（物件等）利用者登録（以下、「利用登録」といいます。）を行った者をいいます。
- (3) 発注機関 案件を発注する県の組織をいいます。
具体的には、防災対策部、戦略企画部、総務部、医療保健部、子ども・福祉部、環境生活部、地域連携部、農林水産部、雇用経済部、県土整備部、デジタル社会推進局、出納局、各種委員会（事務局）、警察本部、各地域機関、各県立学校、各警察署、病院事業庁（各県立病院を含む）、企業庁（各事務所等を含む）をいいます。
※ 東京事務所と関西事務所については、本システムの対象外とします。
- (4) 入札等参加者 競争入札、公募型電子競争見積に実際に参加している事業者をいいます。
競争入札とは、本システムでいう「一般競争・最低価格」、「一般競争・最高価格」、「一般競争・総合評価」をいいます。
公募型電子競争見積とは、本システムでいう「随意契約・最低価格」、「随意契約・単価契約・品目別」、「随意契約・最高価格」をいいます。

(参考)

- ・ 「一般競争・最低価格」
物品の購入、業務委託、物品の賃貸借等の調達を行います。
(不特定多数の者が参加可能な入札)
- ・ 「一般競争・最高価格」
物品等の売払い、貸付を行います。(不特定多数の者が参加可能な入札)
- ・ 「一般競争・総合評価」
業務委託等で価格だけでなく技術的な要素、性能等も含め総合的な評価により落札者を決定する調達を行います。(不特定多数の者が参加可能な入札)
- ・ 「随意契約・最低価格」
物品の購入、業務委託、物品の賃貸借等の調達を行います。
(不特定多数の者が参加可能な公募型見積合せ)
- ・ 「随意契約・単価契約・品目別」
複数品目の物品等の購入単価を決める公募型見積合せを行います。
(不特定多数の者が参加可能な公募型見積合せ)
- ・ 「随意契約・最高価格」
物品等の売払い、貸付を行います。(不特定多数の者が参加可能な公募型見積合せ)

3 運用方法について

本システムの基本的な運用については次のとおりです。

なお、予定価格が10万円未満の物件等の調達の対象外です。

また、参加可能な調達方法、認証方式については別表1のとおりです。

| 対象金額要件 | 調達方法 |
|---------------------------------------|--|
| 予定価格が10万円以上随意契約限度額以下の物件等の調達（一部調達は除く。） | ○公募型電子競争見積 ID・パスワード又はICカードを利用します。 ※ 地域要件の設定がない調達であって、県外登録事業者が参加する場合は、ICカードを利用します。 ※ 運用方法は、法令等に規定があるものを除き原則として、一般競争入札の運用に準じて行います。 |
| 予定価格が随意契約限度額超の物件等の調達 | ○競争入札 ICカードを利用します。 |

※ 随意契約限度額 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に基づき三重県会計規則第73条第1項で規定する額

4 基準の変更について

三重県は、必要があると認めるときは、本基準を任意に変更できるものとします。

5 利用者の資格要件について

本システムを利用できる者は、「三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱」に定めた入札参加資格要件を満たす者で、提出要領の定めるところにより三重県電子調達システム（物件等）利用登録申込書（提出要領第1号様式、第1号様式その2）（以下、「利用登録申込書」といいます。）を提出し、三重県が利用資格を有することを承認した者としてします。

5-1 事業者登録番号及び事業者登録用ユーザID・パスワードについて

本システムの利用承認を受けた者は、利用登録が行われ、事業者登録番号及び事業者登録用ユーザID・パスワードが貸与されます。

5-2 利用者登録

利用者は、貸与された事業者登録番号及び事業者登録用ユーザID・パスワードを用いて、本システムを利用するために必要な情報を本システムに登録しなければなりません。

5-3 事業者登録用ユーザID・パスワード等の管理

利用者は、貸与を受けた事業者登録用ユーザID・パスワード等を自己の責任において確実に管理しなければなりません。

利用者は、貸与を受けた事業者登録用ユーザID・パスワード等を第三者に貸与、譲渡等してはなりません。

三重県は、三重県の故意又は重過失による場合を除き、利用者が事業者登録用ユーザID・パスワード等の不正利用等によって被った損害を賠償する責を負いません。

5-4 事業者登録用ユーザID・パスワードの再発行

事業者登録用ユーザID・パスワードを紛失等した利用者は、ID・パスワード再発行依頼書（提出要領第10号様式）により、三重県に対し事業者登録用ユーザID・パスワードの再発行を申し込むことができます。

利用者は、再発行された事業者登録用ユーザID・パスワードに対しても5-3に規定する義務を負います。

三重県は、再発行の申込に理由がないと認めるときは、事業者登録用ユーザID・パスワードの再発行を拒絶することができます。

6 電子調達について

6-1 電子調達システムについて

本システムは、物件等関係にかかる調達を処理するシステムで、電子入札システムと入札情報サービスシステム（以下「PPI」といいます。）で構成されるものです。

6-2 電子入札システムについて

電子入札システムとは、コンピュータとネットワーク（インターネット）を利用して入札等・落札者決定等までの事務（以下「入開札等事務」といいます。）を処理するシステムです。

電子入札システムの処理対象は、物品の調達、役務の調達等（以下「案件」といいます。）で、利用登録を行った者を対象にした競争入札及び公募型電子競争見積の案件とします。

本基準において、電子入札システムで処理する入開札等事務を「電子調達」といい、CD-R、DVD-Rなど電子データとして記録するものを「電子媒体」といいます。

（参考）

電子入札システムで処理する入開札等事務の範囲は、競争入札参加資格確認申請書（添付資料を含みます。以下「参加申請書」といいます。）の提出、競争入札参加資格確認結果通知書の発行、入札書等（費用内訳書を含みます。）の提出、開札（開封）、落札者の決定及び同通知書の発行など、一連の事務処理です。

6-3 電子入札システムの処理対象外となる案件について

1件の入札で複数の事業者が落札者となる案件等、電子入札システムにより処理しがたい案件については、電子入札システムの処理対象外とします。

6-4 電子調達実施の考え方について

発注機関（案件を発注する県の組織）が電子調達で行う旨を指定した案件（以下「電子調達案件」といいます。）は電子入札システムで処理することとし、WTO案件、売払い案件及び貸付案件に参加する者（公募型電子競争見積の貸付案件に参加する県内登録事業者を除く）が紙入札を希望した場合を除き、原則、紙媒体による参加申請書や入札書等の提出は認めないものとします。

6-5 PPIの運用について

電子調達案件については、各案件の公告、結果の公表、その他調達手続きに必要な事項の公表はPPIで行います。

公告における仕様書等については、原則として、PPIに添付することとしますが、PPIに添付できない場合は、その方法について備考欄等に明記するものとします。

7 電子調達システム利用にあたって

本システムにより競争入札に参加するためには、入札参加者の電子証明書が本システムに登録されている必要があります。

この電子証明書は、その所有者（証明内容）が、利用登録を行った者と同じであることが確認できるものである必要があります。

また、公募型電子競争見積については、県内登録事業者にあつては見積合せ用ユーザID・パスワードを本システムに登録し、三重県が承認することにより参加することができます。それ以

外の事業者については、競争入札の場合と同様です。

7-1 利用者登録について

本システムを利用するためには、本システムで利用可能な電子証明書、又は見積合せ用ユーザID・パスワード登録事業者の場合は見積合せ用ユーザID・パスワードを、利用者登録時に登録する必要があります。

7-2 電子証明書について

電子証明書とは、電子認証局が発行した電子的な証明書でICカードに格納されています。紙の書類に押印する印鑑に相当し、誰に発行されたものであるかを電子認証局が証明します。

従って、本システムで使用するICカードに格納された電子証明書（以下「ICカード」といいます。）の内容は、紙入札等における記名押印と同様に、利用登録がなされた内容と同一である必要があります、異なる内容のICカードを使用した一連の事務処理は無効になります。

本システムで利用可能なICカードは、別途公表する民間の電子認証局が発行したものに限りません。

ICカードにより、本システムを利用する場合は、「使用電子証明書届（提出要領第6号様式）」を提出しなければなりません。利用者にとっては、事業者登録番号、事業者登録用ユーザID・パスワードを取得したあと、本システムにICカード情報を登録し、三重県が承認することにより参加することができます。また、提出した「使用電子証明書届（提出要領第6号様式）」の内容と本システムに登録を行ったICカード情報が一致していることが必要です。

なお、1利用者が複数のICカード情報を登録することはできません。

（ICカードを取得するうえでの注意事項）

ICカードには本社（本店）の「組織名」「組織所在地」が登録されます。また、個人事業主の方で商業登記をしていない場合には「組織名」「組織所在地」が空欄になることがあります。従って利用登録が支店・営業所で登録されている場合、または個人事業主の方で商業登記をしていない場合は利用登録の内容とICカードの内容が異なることとなります。そのため、ICカードの発行を受ける場合は、「取得者氏名」が利用登録を行った代表者名となるように手続きを行ってください。（本社で登録されている場合も同様です。）

なお、「取得者氏名」が利用登録を行った代表者名と異なっているICカードを使用して提出した入札書等は無効となります。

7-3 登録事項の変更におけるICカード利用の特例について

会社名、会社住所、代表者の変更により、ICカードの再取得が間に合わない場合は「電子調達システム認証カード（ICカード）の使用に係る届出書」（様式1）を提出することにより新ICカードを取得するまでの間は、旧ICカードで入札等に参加できるものとします。ただし、使用期間は、届出日から2ヶ月間を超えないこととします。

また、新カードの発行後は、速やかに新カードによる利用者登録を本システムで行うとともに「電子調達システム認証カード（ICカード）の使用に係る届出書取下げ申請書」（様式2）を提出してください。

7-4 見積合せ用ユーザID・パスワードについて

本システムで公告する公募型電子競争見積について、見積合せ用ユーザID・パスワード方式により電子的に参加を希望する県内登録事業者は、事業者登録番号、事業者登録用ユーザID・パスワードを取得したあと、本システムに見積合せ用ユーザID・パスワード等を登録し、三重県の承認を得なければなりません。

また、見積合せ用ユーザID・パスワードは自己の責任において確実に管理しなければならず、利用者は定期的に変更を行わなければなりません。

利用者は、承認を受けた見積合せ用ユーザID・パスワード等を第三者に貸与、譲渡等してはなりません。

三重県は、三重県の故意又は重過失による場合を除き、利用者が見積合せ用ユーザID・パスワード等の不正利用等によって被った損害を賠償する責を負いません。

見積合せ用ユーザID・パスワードを紛失等した場合は、5-4の考え方によります。

7-5 登録事項変更について

登録事項に変更が生じた場合は、提出要領に基づき、利用登録の内容変更手続きを行ってください。

なお、メールアドレス、電話番号等ICカード情報に無い事項の変更の場合は、電子入札システムで利用者情報を変更してください。（ICカードの再取得は不要です。）

ただし、市町村合併等により住所が変更された場合は、ICカードの再取得は不要であり、変更後に旧住所で発行されたICカードであってもそのまま使用することができます。

7-5-1 本社登録の場合（ICカード利用）

本社で登録していて、利用登録の内容とICカード情報が一致している場合において、ICカード情報に変更があった場合は、ICカードを再取得して「使用電子証明書届（提出要領第6号様式）」を提出し、本システムの利用者登録でICカード登録の処理を行うとともに、旧ICカードを発行した電子認証局に失効の手続きを行ってください。

7-5-2 支店（営業所）等登録の場合（ICカード利用）

支店（営業所）等で登録している場合や個人事業主で登録している場合において、ICカード情報に変更があった場合は、ICカードを再取得して「使用電子証明書届（提出要領第6号様式）」を提出し、本システムの利用者登録でICカード登録の処理を行うとともに、旧ICカードを発行した電子認証局に失効の手続きを行ってください。

7-6 委任について

本基準においては、「委任状（提出要領第5号様式）」による委任事項以外の委任は認めません。

利用登録を行った代表者の変更等によりICカードが失効する場合や失効する見込みの場合は、7-3の考え方によります。

7-7 利用登録の削除について

三重県は、調査等により利用者の所在、営業実態等が確認できない場合は、その者の利用登録を削除することができます。

8 システム障害等について

システム障害等により本システムによる入開札等事務の処理ができないことが判明した場合は、その状況を調査し、原因、復旧見込み等を勘案して、入開札等事務の取止め、延期、紙入札への移行等の措置を講じます。

なお、利用者の機器の不具合等により本システムの入札等に参加できない場合の特例措置は認めません。

8-1 県のシステム障害について

県の電子調達システム用機器・ネットワーク等に障害が発生し、入開札等事務が処理できないことが判明した場合は、その原因や復旧見込み等を調査検討して、入開札等事務の取止め、延期、紙入札への移行等の措置を講じます。

この場合は、必要な事項を本システム、電子メール、電話、FAX等により入札等参加者（入札参加希望者を含みます。）に連絡するものとします。

8-2 県のシステム以外の障害について

天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電、通信事業者（プロバイダを含みます。）

の原因によるネットワーク障害、その他やむを得ない事情により複数の入札等参加者が本システムによる入開札等に参加できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、入開札等事務の取止め、延期、紙入札への移行等の措置を講じることがあります。

この場合は、電子入札システム以外の方法（P P I、電子メール、電話、F A X等により入札等参加者（入札参加希望者を含みます。）に必要な事項を連絡するものとします。

9 紙入札等について

9-1 紙入札等の考え方について

電子調達案件は本システムで処理することとし、W T O案件、売払い案件及び貸付案件に参加する者（公募型電子競争見積の貸付案件に参加する県内登録事業者を除く）が紙入札を希望した場合を除き、原則、紙入札等は認めないものとします。

よって、本システムによる入札等参加者は、調達方法に合わせて、あらかじめ事業者登録番号、事業者登録用ユーザID・パスワード、ICカード等を取得し、本システムへ必要な情報を登録しておく必要があります。

9-2 紙入札等による参加の特例について

ICカードを利用して参加する競争入札及び公募型電子競争見積（公募型電子競争見積にあつては県外登録事業者に限る）に参加する利用者で、ICカードを発行する認証局にICカードの申込み手続き中でICカードの取得が間に合わない者に限っては、紙入札等により参加できるものとします。

この場合、紙入札等により参加する利用者は、参加する案件が一般競争入札の場合は競争入札参加資格確認申請書提出まで、公募型電子競争見積の場合は見積書提出までに「紙入札等参加申請書」（様式3）を三重県に提出し、承認を受けることにより、ICカードを取得するまでの間は紙入札等により参加できるものとします。ただし、紙入札等による参加を認める期間は承認日から2カ月を超えないこととします。

また、ICカードの取得後は速やかに「使用電子証明書届（提出要領第6号様式）」を提出し、本システムにICカード情報を登録する必要があります。

9-3 紙入札書等の提出について

紙入札等により参加する利用者は、公告案件を確認のうえ、入札（見積）に関する事務を担当する課・班に連絡してください。

また、質疑、同等品申請がある場合は、「質疑申請書」（様式4）、「同等品申請書」（様式5）を、入札書を提出する場合は、「入札書（物件関係用）」（様式6）を、「見積書（物件関係用）」（様式7）を使用してください。

10 案件公開について

入札（見積）書提出期間（第1回）の最終日の前日から起算して10日前までに案件公開を行うこととします。（W T O案件の場合は原則40日前まで）

ただし、公募型電子競争見積の場合は発注所属の判断で、その期間を5日まで短縮することができます。

10-1 参加申請書提出締切日時の設定について

参加申請書提出締切日時は、発注機関が案件公告に明記します。

また、発注機関は、競争入札参加資格確認結果通知書の発行を入札書等提出締切日時の前日までにを行うことを原則とし、発注機関が案件公告に明記します。

10-2 同等品申請、質疑受付期間等について

同等品申請、質疑の受付期間、回答時期については、発注機関が案件公告に明記します。

10-3 入札書等提出締切日時について

入札書等提出締切日時は開札(開封)日時の直前に設定し、入札書等提出締切後速やかに開札手続きを行うこととします。

11 関係書類の提出について

参加申請書に別途添付する添付資料・関係書類(以下「関係書類」といいます。)は、原則、電子データとして作成し、本システムを利用して提出するものとしますが、発注機関が紙等媒体による提出を求めることがあります。

発注機関が紙等媒体による関係書類の提出を求める場合は、案件公告に明記します。

11-1 関係書類の作成方法について

関係書類の作成に使用するアプリケーション(ソフト)及び保存形式は表1を標準としますが、発注機関が指定する場合があります。

表1 使用アプリケーション

| No. | アプリケーション(ソフト)名 | 保存形式 | 備考 |
|-----|-------------------------|---|-------------------------|
| 1 | Word (Microsoft Corp.) | DOC、DOCX | マクロ及び機種依存文字は使用しないでください。 |
| 2 | Excel (Microsoft Corp.) | XLS、XLSX | |
| 3 | その他 | PDF、XDW 画像ファイル(JPEG形式、GIF形式) ファイル圧縮(Zip形式のみ。自己解凍形式(EXE形式)は認めません。 また、圧縮ファイルにはパスワードを設定しないでください。 その他発注機関が認めた形式 | |

11-2 関係書類の提出方法について

関係書類は、原則、電子データで提出するものとし、本システムの添付機能を利用して提出してください。

提出する関係書類の特性上電子化に適さないもの、その他電子ファイルによる提出に適さないものがある場合は、関係書類の作成方法、提出方法を発注機関と協議のうえ、指示に従ってください。

また、発注機関が紙等媒体による提出を求めた場合は紙等媒体で提出してください。

この場合の電子媒体及び紙等媒体の提出期限は本システムによる提出期限と同一とします。

11-3 ウィルス対策について

入札等参加者は、コンピュータウィルスに感染しないようにウィルス対策用のアプリケーション(ソフト)を導入するなどの対策を講じるものとします。

ウィルス対策アプリケーションの種類は問いませんが、常に最新のウィルス定義ファイル(パターンファイルともいいます。)を適用し、関係書類等を作成、提出する場合は必ずウィルス感染チェックを行ってください。

発注機関は、提出された関係書類その他の電子ファイルを直接閲覧等の操作をせずに、ウィルスチェックを行ってから閲覧その他の操作を行うものとします。

入札等参加者から提出された関係資料等がウィルスに感染していることが判明した場合は、直ちに作業を中止し、本システム管理者に連絡するとともに、当該関係資料を提出した入札等参加者と関係書類の提出方法を協議するものとします。

なお、関係書類がウィルスに感染している場合には、その関係書類は「不備があるもの」とします。

また、入札等参加者において、ウィルス対策を講じていない場合にあっては、不誠実な行為として三重県物件関係落札資格停止要綱による落札資格停止をする場合があります。

1 2 入札等参加者の責任範囲

電子調達方式では、参加申請書や入札書等は本システムに記録された時点で提出されたものとします。

参加申請書や入札書等の提出を行った時は、必ず受信確認通知の表示を確認するものとします。

(注) 入札等金額の漏えい防止の観点から、入札書等提出後は入札等金額(添付された入札等金額内訳書等を含みます。)の確認ができませんので注意してください。

1 2-1 契約の申込の誘引、申込及び承諾について

発注者が、本システムに調達案件等の情報を登録し、当該情報が一般又は関係者に公開された時点で、契約の申込の誘引があったものとします。

契約の申込の誘引に従い、入札等参加者から本システムに入札書等が到達した時点で契約の申込があったものとします。

契約の申込を行った入札等参加者は、その申込を変更及び撤回することができません。

1 2-2 入札等金額

本システムに入力する入札等金額は、発注機関が別に指定する場合を除き、消費税及び地方消費税を除いた額とします。

消費税及び地方消費税の免税業者にあつては、契約希望額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額を入札等金額とします。

1 3 開札(開封)について

開札(開封)は、事前に設定した開札(開封)予定日時に速やかに行うものとし、WTO案件、売払い案件及び貸付案件に参加する者(公募型電子競争見積の貸付案件に参加する県内登録事業者を除く)で紙入札を希望した参加者がいる場合又は9-2により紙入札等を認められた参加者がいる場合は、入札執行職員の開札宣言後、紙媒体の入札書を開封してその内容を本システムに登録後、入札書を開札するものとします。

1 3-1 開札(開封)時の立ち会いについて

電子調達方式(公募型電子競争見積を除く)による参加者で開札時の立ち会いを希望する者は、開札に立ち会うことができます。

WTO案件、売払い案件及び貸付案件に参加する者(公募型電子競争見積の貸付案件に参加する県内登録事業者を除く)で紙入札を希望した参加者又は9-2により紙入札等を認められた参加者は、紙媒体の入札書等を提出し、開札(開封)に立ち会うこともできます。

開札(開封)時の立ち会いが可能な案件で、立ち会いを希望する参加者がいない場合は、入札等に関係のない職員を立ち合わせるものとします。

1 3-2 くじの実施について

電子調達案件におけるくじの実施は、電子入札システムの電子くじで行います。

発注機関は、調達案件を登録する場合は、原則、電子くじを使用するものとします。

入札等参加者は、電子くじを使用する入札等に参加をする場合は、電子くじ番号を入力しなければなりません。

なお、電子くじを使用する電子調達案件においてWTO案件、売払い案件及び貸付案件に参加する者(公募型電子競争見積の貸付案件に参加する県内登録事業者を除く)で紙入札を希望した参加者又は9-2により紙入札等を認められた参加者は、入札書にくじ番号を記載しなければな

りません。

電子くじ以外の方法によりくじを実施する場合は、くじを実施する旨と入札等金額、実施日時、実施場所を当該案件のくじの対象者に通知します。

ただし、くじの対象者全員が開札（開封）に立ち会っている場合は、その場でくじを実施します。

1 3-3 開札（開封）処理が長引いた場合について

開札（開封）予定日時から落札者決定通知書発行まで日時を要する場合は、必要に応じて本システムその他適当な手段により処理状況の情報提供を行うものとします。

なお、低入札価格調査実施要領による調査、三重県物件関係談合情報対応マニュアルによる調査及び電子くじ以外のくじの実施等開札（開封）後に何らかの理由により開札（開封）から落札決定まで時間を要する場合には、入札等参加者に対し、理由を明記のうえ保留通知書を発行します。

ただし、落札資格等の確認及び総合評価方式による学識経験者の意見を聞く場合には通常の開札（開封）事務であることから、保留通知書は発行しないこととします。

1 3-4 開札（開封）の延期について

開札（開封）を延期する場合は、本システムその他適当な手段により、当該案件に入札書等を提出している入札等参加者全員に、開札（開封）を延期する旨と変更後の開札（開封）予定日時を通知するものとします。

また、PPIでもその旨を公表するものとします。

1 3-5 入札書等未提出の取扱について

入札書等提出締切日時において、入札書等が本システムに未到着の場合は、会計規則運用方針第71条関係4の「所定の場所に所定の日時までには到達しない入札」として、当該参加者の入札等は無効とします。

1 3-6 開札（開封）の中止について

開札（開封）を中止する場合は、本システムその他適当な手段により、当該案件に入札書等を提出している入札等参加者全員に、開札（開封）を中止する旨を通知するとともに、本システムに結果を登録するものとします。

また、PPIでもその旨を公表するものとします。

1 3-7 入札書等提出後の辞退について

一度提出した入札書等の撤回、訂正等はできません。

1 3-8 落札候補者について

開札（開封）予定日時に開札（開封）を行い、落札候補者を決定します。落札候補者は発注機関から落札資格確認提出書類を求められた時は、発注機関が指定する日までに提出することとし、期日までに提出がなかった場合は、落札資格の権利を失し、次順位のものが落札候補者となります。

1 3-9 落札者の決定について

発注機関が、本システムに落札結果を登録し、当該落札結果が一般又は関係者に公開された時点で、契約の承諾通知が落札者に到達したものとします。利用者は、自己の責任において、本システムで公開される落札結果を参照しなければなりません。

1 3-10 契約の締結について

契約の締結日については、本システムにより契約の承諾通知が落札者に到達した時点を締結日とします。ただし、別途契約書を作成する場合はこの限りではありません。

1 4 その他

1 4-1 ICカードの不正使用

入札等参加者がICカードを不正に使用等した場合には、三重県物件関係落札資格停止要綱による落札資格停止をする場合があります。

電子調達に参加し、開札(開封)までに不正使用等が判明した場合は、当該案件への参加資格を取り消します。

開札(開封)後から落札決定までに不正使用等が判明した場合は、不正に使用等して提出した入札書等を無効とします。

落札後に不正使用等が判明した場合は、契約締結前であれば、契約締結を行わず、また、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、履行状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとします。

(参考)不正にICカードを使用等した場合の例

- ・他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札等に参加し、または参加しようとした場合
- ・代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者のICカードを使用して入札等に参加し、または参加しようとした場合
※7-3の手続きをした場合を除く。
- ・同一案件に対して、複数のICカードを使用して複数の参加申請書や入札書等を提出し、または提出しようとした場合

14-2 損害賠償

三重県は、三重県の故意又は重過失の場合を除き、本システムの利用等において被った損害を賠償する責を負わないものとします。

利用者は、本システムの利用に際し、三重県及び第三者に与えた損害の賠償責任を負うこととします。

三重県は、利用者が本システムの利用に際し第三者に与えた損害を三重県が賠償したときは、当該利用者に対し、その賠償について求償することができるものとします。

14-3 準拠法

本基準の成立、効力、履行及び解釈については、日本国法を適用します。

本基準に定めがない事項については、各通知、三重県電子調達システム(物件等)利用登録申込書提出要領、三重県会計規則、三重県流域下水道会計規則、三重県企業庁会計規程及び三重県病院事業庁会計規程に定めるところによります。

なお、旧システムの運用通知で現行システムに対応できるものは、現行システムの取扱いに読み替えるものとする。

14-4 専属的合意管轄裁判所

本基準に係る訴訟は、その債権額に応じて津簡易裁判所又は津地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

14-5 その他

本システムで実施する地域調達型電子入札は、「三重県地域調達型一般競争入札実施要綱」に基づくものをいいます。

利用者は、物件関係契約の履行に当たって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び契約締結権者に報告を行うこととします。

本基準に定めるほか、本システムの運用等に関し必要な事項は三重県が定めます。